

くろまぐろに係る令和5管理年度の県内融通の取扱いについて

第1 趣旨

くろまぐろについては、国から本県に配分された数量をそれぞれの知事管理区分に配分の上漁獲管理を行っている。一方、漁場の形成状況等により配分した数量を消化できない場合も想定されることから、本県に配分された数量を有効に活用するため、令和5管理年度における知事管理区分間の融通に関しては、千葉県資源管理方針（以下「県方針」という。）の規定によるほか、この取扱いの定めるところによる。

第2 くろまぐろ（小型魚）に係る令和5管理年度の県内融通の取扱いについて

1 定義

この取扱いに係る配分量及び漁獲量は、次の(1)から(3)に掲げる漁業の地区別の管理区分（以下「管理区分」という。）の期間別の漁獲可能量及び期間別の漁獲量の総量並びに(4)に掲げる漁業の漁獲可能量及び漁獲量とする。

- (1) 銚子・九十九里地区漁船漁業等
- (2) 夷隅地区漁船漁業等
- (3) 安房地区漁船漁業等
- (4) 定置漁業

2 融通の取扱い

国から本県に配分された数量を有効に活用するため、各管理区分の漁業者の間で合意がある場合には、以下の「3 融通の手続き」により取り扱うものとし、配分量の変更後は海区漁業調整委員会に報告するものとする。

3 融通の手続き

- (1) 県は必要に応じて各管理区分の漁業者に対して、融通に係る要望調査を行うものとする。
- (2) (1)の要望調査において配分量の譲渡（融通のうち配分量を譲り受けることなく一方的に譲り渡すものをいう。以下同じ。）が可能である管理区分があった場合、原則として譲受（融通のうち配分量を譲り渡すことなく一方的に譲り受けるものをいう。以下同じ。）要望のあった管理区分へ当初配分比率に応じて配分を行うものとし、県はその結果を各管理区分の漁業者へ通知するものとする。

- (3) (2)の配分の後で、譲受要望をした管理区分の漁業者は必要に応じて当該管理区分の漁業者間で融通の協議ができるものとする。
- (4) (3)の場合において、当該管理区分の漁業者の間で配分量の融通の協議が調った場合は、県に当該協議の結果を報告するものとする。

第3 くろまぐろ（大型魚）に係る令和5管理年度の県内融通の取扱いについて

1 定義

この取扱いに係る配分量及び漁獲量は、漁船漁業等の期間別の漁獲可能量及び期間別の漁獲量の総量並びに定置漁業の漁獲可能量及び漁獲量とする。また、消化率は漁船漁業等及び定置漁業それぞれの漁獲量を配分量で除した値とする。

2 融通の取扱い

国から本県に配分された数量を有効に活用するため、各漁業の漁業者の間で融通について合意がある場合には、以下の「3 融通の手続き」により取り扱うものとし、配分量の変更後は海区漁業調整委員会に報告するものとする。

3 融通の手続き

- (1) 県は必要に応じて各漁業の漁業者に対して、融通に係る要望調査を行うものとする。
- (2) (1)の要望調査において配分量の譲渡が可能である漁業があった場合、譲渡可能な数量を譲受要望のある漁業に配分し、県はその結果を各漁業の漁業者へ通知するものとする。
- (3) 譲渡後、譲渡した漁業において漁獲量が積み上がり、同漁業における消化率が70%に達した場合には、以下の「4 譲渡の条件」のとおり譲受した漁業の配分量の未利用分から、譲受した数量を上限として配分量を返還する。

4 譲渡の条件

- (1) 譲渡した漁業の消化率が70%を下回るために必要な数量又は0.5トンのいずれか大きい数量を、譲受した漁業の配分量から譲渡した漁業の配分量へ返還する。
- (2) 譲受した数量を上限として、(1)の返還は繰り返し行うことができる。
- (3) 譲受した漁業において漁獲量が積み上がり、譲渡した漁業に返還するための数量が不足し、(1)及び(2)が行えない場合には、県留保から1.0トンを上限として当該不足分を補填する。

5 譲渡する漁業が譲渡可能な数量について

- (1) 譲渡する時点の配分量から3(1)の調査により必要となった数量を減じた数量
- (2) 県方針八5(3)イの規定により県の留保から配分される数量
- (3) 県方針八5(3)ウの規定により他の都道府県等との融通で増加した配分量のうち譲渡する漁業に配分される数量

【大型魚に係る譲渡と返還の配分量イメージ】

(単位：トン)

	譲渡した漁業		譲受した漁業
① 譲渡する時点	10.0		10.0
② 譲渡	7.0	→ (3.0) →	13.0
譲渡した漁業で消化率7割に達した場合 (例：漁獲量4.9トン／漁獲枠7.0トン)			
③ 返還	7.5	← (0.5) ←	12.5

※ ③は譲渡した漁業が譲渡した数量を上限として繰り返し行います。